

# 違反対象物 公表制度

建物の  
ご利用前に  
確認  
しましょう！

運用開始

平成31年4月1日

## 違反公表制度とは

建物を利用する方が、自ら利用する建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるよう、消防が立入検査の際に確認した重大な消防法令違反をインターネットにより公表する制度です。

### ● 公表の対象となる建物とは

ホテル、飲食店、店舗などの不特定多数の方が利用する建物や病院、社会福祉施設などの一人で避難することが難しい方が利用する建物です。

### ● 公表の対象となる違反は

建物に義務付けられた消防設備（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備）が設置されていない重大な消防法令違反です。

### ● 公表の時期は

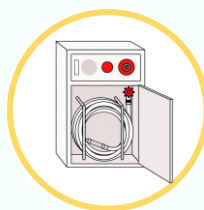
消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反の内容を通知した日から14日が経過してもその違反が認められる場合に公表します。公表は違反が是正されるまでの間継続します。

### ● 公表の方法は

大洗町のホームページに公表します。

### ● 公表する内容は

①建物の名称 ②建物の所在地 ③違反の内容



## 建物関係者の方々へ

あなたが所有（管理、占有）する建物で次のようなことを行う場合、新たに消防用設備等の設置が必要となる場合がありますので、事前に消防本部火災警防課火災予防係にご相談ください。

- 飲食店、物品販売店、福祉施設などの新規入居
- 増築、改築、隣接建物との接続工事
- 窓や扉などの開口部の閉鎖工事

問い合わせ先 大洗町消防本部

火災警防課火災予防係 TEL029-266-1119